

令和 3 年度第 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 4 月 1 3 日

担当部・課：福祉部生活再建支援課〔内線 3 9 5 2〕

① 件 名					
令和 3 年 2 月 1 3 日福島県沖を震源とする地震に係る石巻市被災者住宅再建支援金給付事業の実施について					
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）					
【背景】 令和 3 年 2 月 1 3 日に発生した福島県沖を震源とする地震により、宮城県内では相当な被害を受けたが、被災規模世帯数等が被災者生活再建支援法の適用される基準に達していないことから、宮城県では独自の被災者住宅再建支援事業補助金を創設し、県内で中規模半壊以上の住宅被害を受けた住民に対し、市町村を通じて、同法に準じた支援を実施することになった。					
【目的】 居住する住まいの再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るもの。					
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性					
【根拠法令】 令和 3 年 2 月 1 3 日福島県沖を震源とする地震に係る宮城県被災者住宅再建支援事業補助金交付要綱					
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】					
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）					
令和 3 年 2 月	福島県沖地震発生				
令和 3 年 3 月	令和 3 年 2 月 1 3 日福島県沖を震源とする地震に係る宮城県被災者住宅再建支援事業補助金交付要綱施行 被災者住宅再建支援制度の web 説明会				
令和 3 年 4 月	関係予算について専決処分				
⑤ 主な内容					
【対象世帯】 被災者生活再建支援法に準じ、同法第 2 条第 2 項に基づく全壊、解体、長期避難、大規模半壊、中規模半壊世帯を対象とする。（中規模半壊については、別紙のとおり。）					
【支給額】 (単位：万円)					
複数世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	基礎支援金 支給額 1 0 0	加算支援金		計
			住宅の再建方法	支給額	
			建設・購入	2 0 0	
	大規模半壊世帯	5 0	補修	1 0 0	2 0 0
			賃借	5 0	1 5 0
			建設・購入	2 0 0	2 5 0
	中規模半壊世帯	—	補修	1 0 0	1 0 0
			賃借	5 0	1 0 0
			賃借	2 5	2 5

区分		基礎支援金	加算支援金		計
		支給額	住宅の再建方法	支給額	
単 数 世 帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊世帯	-	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75
【対象見込み世帯数】					
全壊 1件					
大規模半壊 2件					
中規模半壊 2件					
【罹災状況】 令和3年4月1日現在					
全壊 0件					
大規模半壊 1件					
中規模半壊 1件					
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）					
【影響・効果】 被災世帯の生活の安定と被災地の速やかな復興を図ることができる。					
【市財政への負担】 （財源）宮城県被災者住宅再建支援事業補助金（10／10補助） 支援金 1,000万円					
（内訳）基礎支援金 全壊 100万円 × 1件 100万円 大規模半壊 50万円 × 2件 100万円 加算支援金 建設購入（大規模半壊以上） 200万円 × 3件 600万円 建設購入（中規模半壊） 100万円 × 2件 200万円 合 計 1,000万円					
⑦ 他の自治体の政策との比較検討					
塩竈市 白石市 岩沼市 登米市 東松島市 蔵王町 村田町 柴田町 山元町 において実施 （中規模半壊以上の罹災があった自治体）					
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日					
【予算について】 関係予算の専決処分（令和3年4月5日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を 求める。					
【要綱制定・周知等】 令和3年4月 令和3年2月13日福島県沖を震源とする地震に係る石巻市被災者住宅再建支援 金支給要綱制定（令和3年4月5日施行） 対象世帯への個別周知及び市ホームページ等により周知					
⑨ その他					